



日本液体微粒化学会
ILASS-Japan

2019 年度 微粒化研究推進助成 公募要項

2018 年 11 月 1 日

1. 目的

日本液体微粒化学会の発展に寄与し、噴霧・液体微粒化技術、粉体・造粒技術等の進歩に貢献する研究課題あるいは若手研究者による萌芽的な研究課題を対象とし、日本液体微粒化学会がその研究費用を助成することによってこれを推進し、微粒化技術の発展に資することを目的とします。

2. 応募資格

研究期間中に日本国内の大学、大学院、高等専門学校または公共研究機関等に常勤する研究者で、かつ日本液体微粒化学会会員である方。ただし、本助成への申請と同時に入会申請する場合は、応募資格を有するものとします。

3. 助成対象となる研究課題

噴霧・液体微粒化、粉体・造粒、またはその計測技術等に係る実験的あるいは理論的研究で、かつ独創的・先端的または基礎的・先導的・萌芽的な研究課題を対象とします。なお、研究課題は研究代表者 1 名で実施するものとし、必要に応じて大学院生等（日本液体微粒化学会会員に限る）による研究補助を認めます。

4. 助成対象としない研究課題

他機関からの助成が内定している研究課題、他機関からの助成を現在受けている研究課題、実質的に完了している研究課題については、助成対象としません。

5. 助成対象費用

実験設備費（実験装置、計測器等）、消耗品費（実験材料等）、資料作成費（報告書作成等）、旅費（成果発表、調査旅費等）とします。

6. 研究期間

原則として 2019 年 4 月 1 日からの 1 年間とし、研究内容に応じて最長 2 年間とします。

7. 採択件数

1 年当たり 1 件程度の研究課題を新規採択します。

8. 助成金額

各研究課題に対して、1 年当たり最大 50 万円を限度とします。

9. 審査方法

日本液体微粒化学会の審査委員会において厳正な審査を行い、2019 年 2 月末までに採択課題を決定します。申請書の全ての記載内容は、審査の目的にのみ使用され、外部に公開されることはありません。

10. 審査結果の公表

審査結果は申請者本人に通知します。また、採択課題は、日本液体微粒化学会会誌「微粒化」ならびに日本液体微粒化学会ホームページで公表されます。

11. 助成の取消

以下のいずれかに該当する場合、本助成の採択を取消し、申請者に対して助成金の返還を求めることがあります。

- (1) 他機関に同一研究テーマ・内容で助成を申請し採択された場合.
- (2) データ盗用・改ざんを行った場合.
- (3) 助成金の目的外使用あるいは不正使用を行った場合.
- (4) 日本液体微粒化学会で、採択取消に相当すると判断した場合.

12. 実施報告ならびに会計報告

本助成に採択された方は、研究課題実施報告ならびに助成金の使用状況について、毎会計年度終了後1ヶ月以内、または研究期間終了時には速やかに、日本液体微粒化学会に報告して頂きます。

13. 投稿義務

本助成に採択された方は、研究期間中あるいは研究期間終了後1年以内に、研究成果を日本液体微粒化学会 微粒化シンポジウムにおいて口頭発表していただきます。また本助成に採択された方は、研究期間中あるいは研究期間終了後1年以内に、研究成果を以下のいずれかに査読論文として投稿していただきます。

- (1) 日本液体微粒化学会「微粒化」
- (2) ILASS-International「Atomization & Sprays」

14. 申請手続

申請を希望する方は、日本液体微粒化学会ホームページ (<http://www.ilass-japan.gr.jp/>) より申請書をダウンロードして頂き、必要事項を記入の上、以下の要領で郵送してください。なお、申請者の個人情報は、審査結果の本人への通知等、助成手続に必要な目的の範囲内で利用します。また、申請書類（電子媒体含む）は返却いたしません。

【提出書類】

「2019年度 微粒化研究推進助成 申請書」
(申請書の印刷原本1通と、pdfを記録したCDあるいはUSBメモリを同封し郵送して下さい。なお、電子メール、FAXによる申請は受け付けません)

【提出期限】

2019年1月18日(金) 必着

【提出先】

〒554-0022 大阪市此花区春日出中 2-14-9
株式会社学術出版印刷内
日本液体微粒化学会 事務局
Tel : 06-6466-1588, Fax : 06-6463-2522

【応募・助成に関する問合せ先】

日本液体微粒化学会 研究部会長
西田 恵哉 (にしだ けいや)

Email :

nishida(at)hiroshima-u.ac.jp